

三次市公告第86号

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月24日

三次市長 福岡 誠志

1 入札に付する事項	
(案件69)	
(1) 設計番号	設計第511／209号
(2) 工事名	令和5年災 上村上(道路)災害復旧工事
(3) 施工場所	三次市栗屋町 地内
(4) 完成工期	契約日から令和6年12月27日まで
(5) 工事内容	道路災害復旧工事 N=1.0式
(6) 予定価格	1,815,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
(7) 最低制限価格	本件は、最低制限価格を事後公表(落札者決定後)とする。 ※最低制限価格算定方法 予定価格×0.90(千円未満切捨て)
2 担当部署	
産業振興部農政課	電話 0824-62-6125
3 入札に参加する者に関する資格に関する事項	
三次市一般競争入札事務要領(平成19年三次市告示第39号)第4条の規定によるほか、次の事項のいずれにも該当するものであること。	
(1) 市内に本社・本店を有するもの。	
(2) 市税、消費税及び地方消費税等を完納しているもの。	
(3) 令和5年度三次市建設工事入札参加資格者名簿に記載されているもので、とび・土工・コンクリート工事業を当初又は追加申請で登録申請しており、その時点での経営規模等評価結果通知書によるとび・土工・コンクリート工事の完成工事高があるもの又は令和5年度三次市建設工事入札参加資格者名簿(土木一式工事)に記載されているランクがAからDまでのもの。	
※この案件の公告日から開札日までの間のいずれの日においても三次市の指名除外措置の対象となっていないものを参加対象とします。	
4 入札方法	
本件入札は電子入札システムによる。(紙、ファクシミリ等による入札は認めない。) ただし、パソコンの不調等により電子入札ができない場合、所定の手続きをとり入札最終日午後4時までに総務部財政課契約係へ入札書及び工事内訳書をそれぞれ別封筒に入れ、割り印して提出すること。	

5 入札等の日程

(1) 入札参加申請書類交付期間	令和6年7月24日(水)から 令和6年7月31日(水)まで	入札参加申請書類はホームページで入手するか、総務部財政課契約係で交付する。
(2) 仕様書閲覧期間	令和6年7月24日(水)から 令和6年8月2日(金)まで	三次市ホームページに掲載する。
(3) 質問受付期間	令和6年7月24日(水)から 令和6年7月30日(火)まで	メール等により受け付ける。回答は左記にかかわらず、随時、メール等にて行う。
(4) 入札参加申請書類提出期間	令和6年7月24日(水)から 令和6年7月31日(水)まで	総務部財政課契約係へ持参により提出すること。
(5) 参加資格審査結果通知	令和6年8月2日(金)	電子入札システムにより通知する。参加を否とした者には、メール等にて通知する。
(6) 入札	令和6年8月5日(月)から 令和6年8月6日(火)まで	電子入札システム
(7) 開札	令和6年8月7日(水)	電子入札システム
※上記は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。		

6 入札参加申請書類

入札参加希望者は、次の書類を提出しなければならない。【提出された申請書類は返却しない。】

(1) 競争入札参加申請書

(2) 配置予定技術者に関する調書

配置予定技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。恒常的な雇用関係とは、開札日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。ただし、専任配置が要件とされていない工事にあっては、恒常的な雇用関係を要しない。

7 入札保証金 免除

8 工事内訳書 入札にあたっては、入札書に記載された金額の積算内訳を添付すること。

9 落札者の決定

(1) 本件は、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をしたものが2以上ある場合は、当該入札者の「電子くじ」によるくじ引きにより落札者を決定するものとする。

10 契約保証金 免除

11 その他

- 競争入札参加申請書を提出したものは、本入札を辞退することはできない。
- ただし、本案件応札以前に行われた国、都道府県又は市町村(三次市を含む。)の入札において落札者となるなど、本案件において技術者の配置が不可能になった場合に限り、電子入札システム上において辞退することができる。辞退する場合においては、電子システム上で辞退する前に理由書を作成し提出すること。
- (1) この工事の施工に際して、主要資材の購入又は、やむを得ず工事の一部(主体的部分を除く。)を第三者に請け負わせようとする場合は、極力三次市内に主たる本店・営業所を有する業者に発注するものとする。
- (2)